

海技免状(大型)の失効再交付について

失効した海技免状を、再度有効な免状にしたい場合は、国土交通大臣が指定した講習機関で、失効再交付講習を受けたうえ、地方運輸局又は運輸支局(海事事務所を含む。)に申請をして下さい。

○ 申請に必要な書類

1. 海技免状再交付申請書(第8号様式)

※運輸局等の窓口で配布しています。

2. 手数料納付書(第26号様式)

手数料の額は1,500円で、収入印紙での納付となります。

3. 海技免状用写真票(1枚)

※写真を貼り付け。海技免状用と身体検査証明書用で各1枚使用するため合計2枚必要。

サイズ縦3cm×横2.4cm ※縦3cm×横3cmでも可。申請日前6カ月以内に撮影した顔正面、無帽、無背景のもの

4. 失効した海技免状

紛失している場合は、海技免状滅失願末書と船員手帳、運転免許証等の本人であることが確認できるものが必要になります。

5. 失効再交付講習修了証明書

申請日前3カ月以内に登録講習機関において失効再交付講習を修了したものの。

6. 海技士身体検査証明書(第7号様式)

申請日前3カ月以内に船員法指定医により身体検査を受けたもの。

写真を貼付していること。

7. 無線従事者免許証

海技士(航海)の方で、無線資格の確認を希望する場合は、電波法に基づく無線従事者免許証が必要です。

海技士(通信・電子通信)の方は、電波法に基づく無線従事者免許証の他に、船舶局無線従事者証明が必要となります。

[注意事項]

○失効再交付申請と同時に氏名の変更(訂正)等を行われる方は、別途訂正申請と手数料の収入印紙1,000円が必要です。併せて次の書類を提出して下さい。

- ・氏名の訂正：住民票、戸籍抄本等
- ・本籍の都道府県名の訂正：本籍の記載のある住民票、戸籍抄本等

○失効再交付講習費用は、講習実施機関でお支払いください。